

「葛尾村地域おこし協力隊」募集要項

活動内容	本村は、東日本大震災及び原子力災害による全村避難から一日も早い復興をめざしています。そこで地域の魅力発掘、発信を通じて地域力の維持強化を図り、活力ある地域を取り戻すための担い手となる人材を募集します。 葛尾村は、阿武隈山系のほぼ中央部に位置する緑豊かな高原の村（震災前の人口は 1,567 人）でしたが、東日本大震災及び原子力災害により長期の全村避難を経験しました。2016 年に帰還困難区域を除く地域で避難が解除され、住民の帰還が進んでいますが、震災前の人口の約 30%程度に留まっています。一日も早い復興を果たし、元の「自然豊かな美しいふるさと」を取り戻しながらも、活力ある地域を築くためには、住民と共に地域づくりに邁進する人材が必要です。 そこで、葛尾むらづくり公社の中で以下の活動をしていただく「葛尾村地域おこし協力隊」を募集します。 (1) 特産品開発、販売開拓、物販支援に関する業務 (2) 葛尾村の情報発信に関する業務 (3) 一般社団法人葛尾むらづくり公社の運営支援に関する業務 (4) 葛尾村の地域おこしの支援に関する業務 (5) その他、村長が必要と認めた活動
募集対象	①都市地域(※1)若しくは一部条件不利地域(※2)（条件不利区域を除く）に居住する（住民登録がある）方、又はこれまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である方で、採用後葛尾村に住民登録をし、生活の拠点を移すことが可能な方 ※1「都市地域」とは、次の（ア）から（キ）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村以外の市町村とする。 （ア）過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、 （イ）山村振興法、（ウ）離島振興法、（エ）半島振興法、（オ）奄美群島振興開発特別措置法、（カ）小笠原諸島振興開発特別措置法、 （キ）沖縄振興特別措置法 ※2「都市地域」に該当しない市町村のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、（オ）から（キ）の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

	※ 3 「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。 ※詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html ②地域住民と積極的に協働できる方 ③普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障がない方 ④心身とも健康で誠実に職務が遂行できる方 ⑤ワード、エクセル、パワーポイントの基本的な操作ができる方 ⑥WEB サイトページの更新ができる方 チラシ等広告のデザイン、WEB デザインができればなお可 ⑦次のいずれにも該当しない方 ア 成年被後見人又は被保佐人（地方公務員法第 16 条第 1 号） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（地方公務員法第 16 条第 2 号） ウ 葛尾村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者（地方公務員法第 16 条第 3 号） エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（地方公務員法第 16 条第 5 号） オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
募集人数	2 名
勤務地	葛尾村内
勤務時間	週休 2 日制(1 日 7 時間 45 分、勤務する曜日の割り振りは採用後に行います。12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは、休日となります。)
雇用形態・期間	① 葛尾村地域おこし協力隊として村長が委嘱します。 ②一般社団法人葛尾むらづくり公社での雇用となります。 ③雇用期間は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。以降、勤務実績等により再度雇用します。(最長 3 年間) ④雇用開始日は応相談。(可能な限り速やかに)
給与・賃金等	給料・月額 204,000～261,100 円 (スキル・資格に応じて設定)
待遇・福利厚生	①住居は雇用先が用意し、家賃の一部を負担します。(光熱水費、共益費、駐車場代等は御本人負担となります。) ②健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。 ③年次有給休暇、夏期休暇、特別休暇(有給・無休)があります。

	④中小企業退職金共済制度を活用して退職金を積み立てます。
募集期間	令和8年4月1日～随時
応募方法	別に定める応募用紙に必要事項を記載し、住民票も提出してください。 (郵便、電子メール可)
審査方法	1次選考 書類選考の上、結果を全員に文書で通知します。 2次選考 1次選考合格者に面接を行い、可否を文書で通知します。 (選考会にかかる交通費等は応募者の負担となります。)
お問い合わせ先	葛尾村役場 復興推進室(担当者:鈴木) 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16 TEL:0240-23-5200 FAX:0240-29-2123 Email:hukkoutaisaku@vill.katsurao.lg.jp 一般社団法人 葛尾むらづくり公社(担当者:事務局長代理:坂本) 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 20-1 TEL&FAX:0240-23-7765